

# 情報セキュリティ研究会

## 国内・国外会議における招待講演者の旅費等の支給に関する規程

2019年1月28日制定

### 招待講演者への旅費等の支給

大会、研究会、国際会議等において情報セキュリティ研究会が企画・実施する招待講演、パネル討論、チュートリアル講演等において、招待講演者に対して交通費・宿泊費・参加費・謝礼を当該会議の予算または情報セキュリティ研究会から支出することを認める。

### 交通費・宿泊費・参加費

交通費・宿泊費・参加費については、原則として実費分を金額の上限とする。

### 謝礼

会議の規模や講演時間、講演者の社会的地位などを勘案し、原則として50万円を金額の上限とする。

以上